

第六十五回国会 参議院 大蔵委員会 会議録 第十九号

昭和四十六年五月十三日(木曜日)
午前十時十五分開会

事務局側

常任委員会専門員 坂入長太郎君

説明員

大蔵省国際金融局長 林 大造君
農林大臣官房企画室長 内藤 隆君
農林省農林経済局国際部長 吉岡 裕君

委員の異動

五月十一日

辞任 岩動 道行君

補欠選任 後藤 義隆君

五月十二日

辞任

高橋雄之助君 後藤 義隆君
吉田忠三郎君 占部 秀男君
片山 武夫君 向井 長年君

補欠選任 津島 文治君

岩動 道行君 占部 秀男君
向井 長年君

出席者は左のとおり。

委員長 柴田 栄君

理事 大竹平八郎君
玉置 猛夫君
中山 太郎君
成瀬 幡治君

委員 青柳 秀夫君
伊藤 五郎君
栗原 祐幸君
津島 文治君
松井 誠君
鈴木 一弘君
向井 長年君

政府委員

大蔵政務次官 藤田 正明君
大蔵省主計局次長 竹内 道雄君
食糧庁長官 亀長 友義君

本日の会議に付した案件
○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(柴田栄君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨十二日、高橋雄之助君、吉田忠三郎君及び片山武夫君が委員を辞任され、その補欠として津島文治君、占部秀男君及び向井長年君が選任されました。

○委員長(柴田栄君) それでは、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。藤田大蔵政務次官。

○政府委員(藤田正明君) ただいま議題となりました食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

最近における米の生産量の著しい増大と需要の減退によって米の需給は大幅に乖離し、このた

め、食糧管理特別会計の国内米管理勘定は、配給の用に供する数量をはるかに超過する七百万トン近い大量の過剰在庫をかかえることとなっております。

このため、一方では、需要を上回る米穀の生産を回避するため米生産調整対策を強力に実施して需給の均衡の回復に努力するとともに、他方、現に保有しております過剰在庫の米穀についてはやむを得ずこれを一定の計画のもとに加工食品の原材料の用、飼料用その他食糧以外の用途に売り渡し、または輸出を目的として売り渡す方法によって処理することとした次第であります。

この場合、過剰米の売り渡しに伴い国内米管理勘定に生じます損失は相当多額にのぼりますため、その発生に年度に全額これを一般会計から補てんすることは財政上困難でありますので、食糧管理特別会計法の一部を改正して、この損失の一部を国内米管理勘定において繰り越し整理するとともに、七年度内の期間において一般会計から同勘定へ計画的に繰り入れ金をしてこれを補てんすることができるとしようとするものであります。

なお、この損失の整理は、昭和四十六年度以降の予算から適用することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

○委員長(柴田栄君) 引き続き、補足説明を聴取いたします。竹内主計局次官。

○政府委員(竹内道雄君) 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、補足して御説明申し上げます。

御承知のとおり、米の生産は昭和四十二年に千四百四十万トンという未曾有の大豊作となりまして、以後、三年間連続して千四百万トンの大台を突破するという事態となりましたが、これに対しまして、米の消費のほうには、国民の所得水準が上昇したことなどもありまして、昭和三十八年以来減少の一途をたどっておりまして、つい最近の状況では、年間千五百五十万トンをやや上回る程度にとどまるものと思われまします。

需給関係がこのように大幅な供給過剰の状況にありますことによつて、昭和四十二年以来食糧管理特別会計の国内米管理勘定にはいわゆる過剰米が年々累積することとなりまして、昭和四十五年十月現在では、これが七百万トンをこえる膨大な数量にまで達したわけでございます。

このため、昭和四十六年度におきましては、輸出に付とめますとともに、加工食品の原材料の用、飼料化試験用等、食糧以外の用に供するための処分を行なつてきたのであります。

そこで、昭和四十六年度からは、大規模な米の生産調整対策を実施して単年度需給の均衡を回復するようつとめまするとともに、過剰米につきましては、農林省で種々の角度から検討した結果、四カ年計画により毎年度おおむね二百万トン程度を目標に加工食品の原材料用、飼料用その他食糧以外の用及び輸出に充てるため売り渡すこととして行っているわけであります。

ところで、この処理を行ないますと、一トン当たり平均九万円近い売却損失が生じます結果、四十六年度には二百万トンで千八百億円の、四年間では総額六千億円を上回る売却損失の発生が予想されるのであります。これを現行の食糧管理特別会計法の規定に基づいて処理することといたしますと、損失の発生年度ごとにこれを調整勘定に移しかえ、全額一般会計からの繰り入れ金によつて補てんすることが必要となるわけであります。

しかしながら、このように多額の繰り入れを行なうことは、財政事情から困難でありますので、今回これまでの会計処理規定を一部改めて、過剰米処理に伴う損失については、損失発生年度か

ら七年度内の期間、毎年度一般會計から直接国内米管理勘定に計画的に繰り入れ金をして補てんすることといたしますとともに、損失のうち、毎年度の繰り入れ金によって補てんされない残額につきましては、これを調整勘定に移しかえることなしに国内米管理勘定の損失の繰り越しとして整理しようとするものであります。

以上、簡単ではありますが、食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案につき、補足して御説明申し上げます。

何とぞ、よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長(柴田榮君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は、順次御発言をお願いします。

○松井誠君 いま提案のありましたこの法律案について、私は、米の過剰という問題に限ってお尋ねをいたしたいと思います。

なるほど、いま、米が過剰になっておることは間違いないかもしれませんが、これがほんとうにこれからずっと続く過剰であるのかどうか。そういう意味で、恒常的な、あるいは構造的な過剰と言えるような状態に現在なっておるのかどうか。もしそうでないとしたら、ここで大きな農業政策の転換が必要ではないわけでありませんか、したがって、現在の過剰という状態がこれから将来にわたって続くかどうかというその問題に限ってお尋ねをしたいのです。

よく、つくられた過剰というように言われています、消費の面では、いわば国民の自由な嗜好とはいささか別にパン食が取り入れられたというような問題とか、あるいは、生産の面では、お米の値段だけではないで、ほかの農作物が収支が償わないというような、そういう政治的な政策の結果できた過剰だという意味でのつくられた過剰、これはもういわば周知の事実でありますから、そのことを私はここで繰り返すのではありません。そうじゃなくて、供給の面から、あるいは需要の面から、もう少し別の角度から、ほんとうにこの過剰というものがあるのかどうかということをお尋ねしたいのです。私のなまなましい

記憶でも、たぶん昭和四十年でありましたか、あの端境期には、東京の知事さんが、私は新潟でありますけれども、新潟までやってきて、早く早場米を出してくれ、そういうわざわざ懇請に來た、そういう記憶がまだ新しい。一たんいまいまのような減反という政策をやり始めますと、もう一度増反ということにはなかなか向きにくい。そういうことであるだけに、この過剰というものの現象のうちにひそむほんとうの原因について、私自身も質問の前に何かすでに断定をしているわけではございません、そういう意味では何がしかの文字どおりの疑問を含めながら実はお尋ねをしたいのです。

問題は、これは昭和四十二年から千四百万トン台——まず供給の面からお尋ねをしますけれども、千四百万トン台が定着をしたといわれる。なるほど、四十一年と四十二年以降の間にはきわだった総生産量の違いのあることは間違いないですけれども、千四百万トン台が四十二年以降定着したかどうかには必ずしも学者の間に定説があるわけではない。そこで、私も四十三年の農林省から出したあの「長期見通し」なども見ましたけれども、四十二年以降のいわば飛躍的な増産というものをもたらしただけの原因は一体何にあるのか、まずそのことからお尋ねをしたいと思ひます。

○政府委員(亀長友義君) 私からお答えするよりも、担当の官房のほうからお答えすべきであります、とりあえず私からお答え申し上げます。

四十二年以後、千四百万トン台の生産がおおむねその生産が定着をしておるとわれわれ考えております。これは、やはり、それ以前の年に比べまして、技術開発というものが戦後米を中心に非常に進められてきた。特に、品種改良、農業というふうな稲作技術の向上、それからもう一つは土地改良の進展というふうなものが四十二年以降において結実したと申しますか、非常にはっきりとその効果が出てきた。かような観点から、私も、定着をしたと申し上げておるわけでございます。現に、四十二年以降、若干の不良はございますが

れども、生産水準というものはそう大きく変わっていないという考えでございます。

○松井誠君 先ほど私がちよつと言いました「需要と生産の長期見通し」の中にも、いま言いましたような品種だとか、保護苗代という方法による早期栽培だとか、それからいま言われました肥料、農薬、そういう一連の農業技術の進歩というものと、基盤整備、それに見合う機械化、こういうもの一つの技術ですね、そのほかに天候に恵まれたことのほかというように原因の中では述べておる。ですから、いま長官は気象条件ということとを除かれましたけれども、それもこの四十二年以降の増産の一つの原因として考えておることは間違いないと思うのですけれども、その点はどうですか。

○政府委員(亀長友義君) 私は気象の点は特に申し上げなかつたのでございますけれども、たとえば四十四年産米について見ましても、異常気象による北海道の不作、あるいは東日本の一部の作柄不良ということが四十四年にはございましたが、その場合でもやはり千四百万トン台の高水準というのは維持しておるわけでございまして、平年作ということとを前提に考えて千四百万トンの生産の基調というものは依然として維持されておるというふうなことを考えておるわけでございます。

○松井誠君 いまの御答弁の趣旨はちよつとよくわかりませんが、そうすると、気象条件というものは、「長期見通し」に書いてある四十二年の増収の原因として、「全国的な好天に恵まれたこと」のほか」ということで、いわば条件の原因の一番初めに書いてある。これが最大の原因と考えておつたかどうかはわかりませんが、とにかくこういふことを書いてある。したがって、いま言われたのは、千四百万トン台というのは、そう言いますと、いわば豊作ではなくてこれが平年作であつて、この平年作というのは、気象条件がかりに悪くなつても平年作というものは維持できるのだという、そういう意味で千四百万トンというものは気象条件に関係なく維持できる、こういう意

味ですか、いまのお話は。

○政府委員(亀長友義君) 私が御説明申し上げましたのは、四十二年以降の生産水準のことについて申し上げておるわけでございまして、四十四年のように局部的に不作の年があつても、やはり千四百万トンは維持できた、すなわち生産の基盤が千四百万トン台であるということと申し上げておるわけでございまして。したがって、いま御質問のとおり、気象条件ということとを抜きにして平年作ベースで考えて千四百万トン台の生産能力がある、こういうことを申し上げておるわけでございまして、気象条件によるフレというものはもちろんございます。しかし、気象条件によるフレというものは、過去よりもその幅は狭まつておる。専門家にありますと、近年の統計から見れば、三%程度であるというふうに申し上げております。その気象によるフレの問題は別にしまして、生産の基盤として千四百万トン台が維持できるといふ考えでございます。先ほど御指摘のございました「農産物の需要と生産の長期見通し」におきましても、平均生産量千四百万トン、このベースはもし生産調整をせざればそのままおおむね維持できると、かような構想で、五十五年まではそのまゝ続くであろうというところで出ておることは、私がいまさら申し上げるまでもないと思ひます。

○松井誠君 私は、実は、技術の進歩、その中で、先ほども言いましたけれども、肥料とか農薬とかというそういう意味での農業技術の進歩と、もう一つ、基盤整備、そしてそれを具体的に生かしていく機械化、そういうものの農業技術の進歩とは相当意味が違ふと思ひますけれども、その二つの技術の進歩と、それから気象条件、こういう三つのものがあるという意味で増産というものに寄与しておるであろうけれども、それが大体どういふ比率でそういうことになっておるのかというそういうことを実はお伺いしたかったわけでありまして、いまの長官のお話では、千四百万トン

台を基本的に維持するためには気象条件というものは多少のフレがあつても問題ではない。いま私が聞きました機械化と、その裏づけとしての基盤整備ということ、そういうことから来る増産の効果と、それから肥料とか農薬とかそういう具体的な栽培技術というものが来る増産の効果と、比重として大まかに何かの程度ということについてお考えになっておられますか。

○政府委員(亀長友義君) 生産増加の最大のものは、これはやはり反収の上昇、具体的に十アール当たり収量の水準が非常に上がったということが大きな原因になっておるわけでございまして、これはもちろん面積の増加その他もございまして、しかしながら、収量増というのが大きなき要因になっておると思ひます。この中でも、特に多収品種が普及をしたということが大きな要因になっておるのではないと思ひます。もちろん、このほかに、施肥法がよくなった、あるいは病害虫防除が徹底をした、あるいは圃場整備が進展をして水管理が適正化されるようになったというふうな、いろいろな技術水準が全体として貢献をしておるというこはいなめないと思ひますが、一番大きいのは収量の上昇であるというふうに考えております。

○松井誠君 反収の問題はあとでお伺いしようと思つたんですが、いまのお話ですと、反収が増加をした。このもつた資料、これは農林省の「作物統計」からとつた資料でありますけれども、それによりまして、水稲の場合、四十二年には確かに飛躍的に増加をしております。反収四百五十三キログラムです。しかし、四十三年、四十四年、そして四十五年、これは反収は減つてきておるわけでしょう。四十三年が四百四十九、四十四年が四百三十五、四十五年が四百四十二。ですから、昭和四十二年よりはむしろ反収は減つてきているんじゃないですか。

○政府委員(亀長友義君) 私が申し上げましたのは、四十一年とか二年とか三年とかという特定の年の比較ではなくて、ずうっと三十年代から四十

年代に至る過程の反収の動きを長期的に申し上げたわけでございます。企画室長が参りましたので、あと企画室長から……。

○松井誠君 反収が出ましたので、ついでにお尋ねをしますが、いまちよつと長官は何か多収品種種ということも増産の理由の一つのようにあげられたんですが、逆に言えば、これからあと、うまい米づくりというのになつて、そしていままでの多収品種第一のやり方が変わつてくるとすると、その多収品種から来る増産効果というものはなくなつてまいりませんか。これは大体どのくらいに見ておられますか。

○政府委員(亀長友義君) 私ども、生産調整を昨年、ことしと計画をいたします際に、うまい品種をつくれほどのくらい米が減るのかということも、いろいろ御意見がございまして、専門家にも検討していただいたのであります。しかし、これによる効果はほとんどないであらう。特に、戦後の品種改良というものは、多収種ということとはもちろんございまして、やはりうまくて多収種という品種が相当ある。それから農家で自分たちが特別に食べ料に使う米というものはなるほどあるけれども、いわゆる一般市場と申しますか、農家の間の取引に出来るような種、そういうものにはうまいからといって収量が極端に減るといふような品種は出回っていないというふうなことでございまして、また、かりにそういうものにかわるとしても地域的にもかなり限界があり、せいぜい一割か二割である。かりに一割か二割のところであるということが行なわれても、さらにそこで幾ら減収するかというになると、計算的にもはつきり出てこない、出てきても量的に大きくいまの米の生産量を左右するようなことにはなかなかないというのが当時の専門家の見解でございまして、もちろんなかなかこれは実際にどういふことがわからない面もございまして、うまい米をつくつたらそれで生産が大きく減るんだという期待はなかなか計数的にも持てないのではないかと申上げておきたいと思ひます。

○松井誠君 私は専門家でありませんから、その点がよくわからないんですけれどもね。農林省の「長期見通し」にもあなたが言われたようなことが書いてあるんですね。うまい米づくりということになつても米の供給量にはたいして影響はないだろうというように書いてありますけれども、何かことさらに樂觀をしたような見通しではないのか。いまちよつと言われまして、これども、大体一割減るというのが普通の常識的な見方なんでしょう。もちろん全国一律にうまい米づくりということにはならぬでしょうから、一ぺんに一割なんてもちろん減らないでしょうけれども、しかし、相当影響するだろうというところはわれわれ少なくとも常識的には考えられるわけですね。それをどういふ理由で専門的に打ち消されるのか。いま長官がいろいろ並べられましたけれども、私は必ずしもその理由がよくわからない。これは、しかし、これから先のことでありますから、その点はまたあとでお尋ねをいたします。

先ほどの問題にまた戻りまして、増産効果として何が一番大きいのかということで先ほど反収の話が出ましたので、その反収が上がるようになった一番大きな理由というものは、農業技術を二つに分けて、主としてどちら——つまり、機械化と、それ以外の栽培技術とに分けて、どちらのほうが寄与率が大きいのか。これこそ専門的でないければわからぬと思ひますが。

○政府委員(亀長友義君) 企画室長から……。

○説明員(内藤隆君) いま先生の御指摘の問題につきまして要因別にいろいろ考えますのは非常に困難でございまして、推計の方法にもいろいろ問題がございましてと思ひますが、一般的に申し上げまして、水管理の合理化を中心とした増収技術の普及と申しますか、そういう高度の技術の平準化ということが全国的な反収の上昇には非常に大きく寄与していると、こういうふうにかえております。

○松井誠君 つまり、それは、品種、栽培方法というものも含めての栽培技術の問題であつて、機

械化の問題よりもそちらのほうが寄与率が大きいと、そういう意味ですね。

○説明員(内藤隆君) いまおっしゃいましたように、機械化というものが、即、増産というふうな要因は、現在までのところまだ努力節約効果のほうがもちろん大きい要因でございまして、反収自体ということになりますと、いま先生御指摘のうな技術の平準化ということだろうと思ひます。

○松井誠君 昭和四十三年までの——これは「作物統計」にもあるわけですが、稲の風水害、干害、冷害というふうな気象条件による被害と、それから病虫害による被害と、表があるんですけども、少なくとも四十三年度までの資料に基づく限り、病虫害による被害の額というのはあまり違わない。しかし、風水害、干害という直接の気象条件に關係のある被害というのは、四十一年は特別でありますけれども、四十年と、四十二年以降を比べると、相当違う。そういう意味で、四十二年以降の増産の定着という現象が出てきておる一つの大きな原因は、むしろ気象条件ではないかという説があるんですね。少なくとも四十三年度までのデータで見ると、うなずかなければならぬ要素がある。これは御検討いただいたかと思ひますけれども、その点はいかがですか。

○説明員(内藤隆君) いま先生御指摘のように、四十二年におきましては非常に天候に恵まれまして、最近における最高の反収をあげたわけでございます。四十二年以降その反収が若干安定的に定着してきているというふうな点につきましては、お話しのように、何せ作物のことでございまして、毎年の天候というものが非常に影響するといふことは、御指摘のとおりだろうと思ひます。ただ、技術の平準化に伴います——まあ、労働力の関係等もございまして——反収の上昇といひますのは、年次のグラフでとつてみますと、直線で趨勢的に上がつてくるというよりは、階段式に上がつてくる。そういう意味で、四十二年以降の四百キログラムをこします安定した反収という

のは、天候もございまして存じますけれども、そういう段階的な上昇の一つの局面に入つたと、こういうふうな考へておるわけでござい

す。
○松井誠君 なぜそういう段階的な局面に入つたのかということをはつきりしていただかないと、これが続くかどうかという議論の基礎にはならないわけでしょう。きょう私は具体的な統計を原資料は持つていないのですけれども、いろいろな資料によると、先ほどから農薬とか肥料とかあるいは栽培技術とかいろいろのことを言っておるんですが、そういうものを具体的にそれと四十二年以降と四十二年前と比べてみても、四十二年以降に、飛躍的に肥料とか農薬の数が多くなつたとか、あるいは育苗の方法がそこで飛躍的に変わったとか、そういうことは何もないですね。これはまさになだらかな線に近いような形になって

いっている。それなのに、実際の反収あるいは全体の生産量でも、四十二年から段階的に変わつてくるといふそのところの説明ができません。栽培技術の進歩だといふようなことだけでは説明がつかないんじゃないですか。

○説明員(内藤隆君) ただいま先生の御指摘の点につきまして、実は、農林省の農林統計審議会に作況部会というのがございまして、作況部会で年々の反収の検討、推定等をやっております。そういう反収の上昇傾向の要因等につきましていろいろ検討願つておるわけでございまして、いま先生御指摘のように、決定的な要因の分析といふようなことは、総合されて反収という結果が出るものでございまして、非常に困難ではござい

ますが、私が先ほど来申し上げましたのは、生産諸技術が総合されて、それが広義の生産技術が一定の段階に達しますと、全面的にある程度普及するといふようなことで、それを俗なことばで高位平準化といふふうに呼んでおりますけれども、高位平準化の時期が参りますと反収の水準が一段上がる、こういうふうな考へておるわけ

でございまして、将来の問題につきましては、先生御指摘のように、農薬の規制の問題なり、それから四十二年以降のこの数カ年天候にある程度恵まれたといふようなことがございまして、実数におきまして、御指摘のように、四十二年の四百五十二キロというものを最高にいたしまして、その後大体四百四十キロ内外といふようなことで推移しているわけでございまして、若干の増減はあるかと思ひますけれども、気象要因その他の考へましても、これがまた四十二年以前の段階の四百キロを切る段階に来るといふようなことはどうも考へられない、こういう程度の意味合いで申し上げたわけでござい

ます。
○松井誠君 その高位平準化というのが、どうして、なだらかな線ではなくて――あなたの話を聞いていますと何か弁証法の説明を聞いてみたいのですけれども、そういうふうに飛躍的になつてくるのかという理由がよくわからない。そういう意味合いでは、専門家でない悲しさでよくわかりませんけれども、しかし、少なくとも具体的な数字との関連からは、つまり、農薬とか肥料とかそういう栽培技術が具体的に進歩をしたといふそういう統計資料からは、飛躍的な増産に結びつく原因といふものは出てこない。先ほど私がちよつと引用しましたこの資料の見解によると、約二百万トンの四十二年以降の増産、そういうものの約三分の一ないし半分近くが気象条件によるものじゃないか、六十万トンから八十万トンぐらいが気象条件によるものじゃないか、あとはいろいろな意味での栽培技術なり何なりの進歩といふことではないかという推定をしておつて、先ほど言いましたように、気象条件といふようなものはわりあい具体的に被害額が出てくるわけですから、したがって、逆に言えば、それがなかったときの増産のいわば寄与率といふものがわりあい出てくる。いわば確実なそういう気象条件によるものを差し引いて、残りが不確定だけれども栽培技術の進歩によるものではないかという推定なんですね。それなりあなたの説明よりは私は説得力があると思ふ。そうじゃありませんか。

○説明員(内藤隆君) 農林省の統計調査部におきまして毎年度「作物統計」を発表いたします際に、いま先生がお話のような収量の要因といふようなものにつきまして、実施いたしました調査の結果を発表しているわけでございまして、四十二年以降の反収につきまして、先ほど来申し上げたように、非常に天候も安定しておりましたといふようなことが収量の水準に影響を持ったといふことは、統計調査部の発表のとおりでござい

ます。ただ、生産諸技術の高位平準化という中には、もちろんそういう天候の変動に對します対応技術といふようなものも当然含まれておるわけでござい

ます。これは、申し上げるまでもなく、作物のことでございまして、天候がある意味では決定的な要因であることは間違ひございませんけれども、全国的に見ました場合、たとえば北海道、それからその他いろいろな地域に分けて見ますけれども、毎年非常な変動があるわけでござい

ます。全国平均的に申しますと、そういう天候の要因といふのはある程度までは抽象されるといふような部分も出てまいりますので、そういう中で反収をささえているものは何であつたかといふようなことになりまして、先ほど来の技術の話が出てくるような次第でございまして、先生の御指摘の天候が影響を持つといふことは、統計調査部の発表でもそういうふうにして申しております。私も、四十二年以降の反収につきまして、天候の安定しているという要因が非常に強く働いたといふようなこと自体を否定しているわけではござい

ません。
○松井誠君 いままで原因を究明することが、これからあとそれが続くかといふことの見通しの根拠にもなるわけでありまして、これが過剰といふのが必ずしも安定をしたものではないと考えられる一番大きな原因は、経営規模が別に大きくなつたわけではない。依然として零細な個別経営のままでの増産です。経営規模が大きいほど反収が多いといふのは統計でわりあいはっきりしておるわけですから、経営規模が大きければ増産にな

る。したがって、経営規模が拡大をされたという形でこの増産ができておるのなら、これは安定といふことになるでしょうけれども、しかし、零細規模のまま、いろいろな意味で栽培技術を取り入れたら、集団栽培をしたり、いろいろなことをしてやってくるわけですが、それだけに、その経営規模の零細なものがこれからあととも続かないといふ保証がなければ、過剰は必ずしも定着したとは言えないんじゃないか。高度成長といふ中で、労働力がだんだんと不足をして、荒らしづくりが出てくる、あるいは耕作放棄をする、そういうことで、経営規模の拡大といふものになつていくと、必ずしも保証がなければ、むしろそういう耕作の放棄とか荒らしづくりといふようなことで減産につながる、労働力の不足といふことが。そういうことにはなる危険性はないか。現に、昭和三十年代のいわば後半といふのは生産力といふものは停滞しておりました、その停滞しておつた原因が労働力の不足から来るものかといふ説明が「長期見通し」の中にもあるわけですし、それは確かにそれが大きな原因だと思ふのですけれども、そういう状態がまた来ないといふ保証はないのです。
○説明員(内藤隆君) 将来の農業就業人口の減少傾向、それから稲作経営の動向といふようなことでござい

ございますけれども、各県が水稻に關しまして
県の総合的な長期計画というものを保持しているわ
けでございますけれども、それを全国的に集め
まして、五十年ないし五十二年段階の各府県が想
定しております収量を平均いたしますと、大体五
百キロを若干上回るというような見通しを立てて
いるわけでございます。私も、その五百二キロ
という数字自体につきましては、若干過大
である。たとえば、県内の水稻作につきましても、必ずしも一番能率のいい地帯に集中して残る
というふうな想定自体はできないというふうに考
えますので、若干過大であるとは考えますけれ
ども、各府県が、現地におきましても、大型化す
ると同時に、そういう反収の将来の実現を期待し
得るというふうな考えでおるようでございます。
で、先生のおっしゃった問題というのは非常にむ
ずかしい問題でございますし、将来の見通しはむ
ずかしいことでございますけれども、現在の水稻
の機械化技術というふうなものを考えてみます
ると、農業就業労働力の減少が、全国的に水稻の
生産、特に反収に直接的に影響を与えるというよ
うな点は、必ずしも大きい影響を与えるものでは
ないというふうな考えでよろしいのではないかと
と、こういうふうな思っております。

○松井誠君 これからいわゆる増反、新規開田と
いうことはないのであります。したがって、反収の増減があれば、直接そのまま総生産量
の増減に響く。いまのお話では、機械の大型化で
必ずしも減収はないということでございますけれ
ども、ほんとうに基盤整備というものができ
て、機械の大型化や動力耕うん機の時代からトラ
クターの時代ということに安定をしてそこ
で定着をしておる、その段階での過剰だといふこ
となら、これは確かに過剰は定着したと言えら
うのです。しかし、「長期見通し」にもあり
ますように、これはまさに、より高い生産力の
段階への発展の過渡期だと。そして、新しい機械
化段階への移行というのは、従来の技術体系や経
営構造をそのままにしては進行しがたい。した

がって、労働力の減少というものを軸にしてどう
いうふうになっていくかということについては慎
重に考えなければならぬというところがわざ
わざ書いてある。私はそのとおりだと思うので
す。だとすれば、いまこの段階でお米の生産の問
題について大きな転換をやるにはいささか早い
のではないかと、過剰が定着をしたということがだ
れの目にもはっきりしてからでいいのではないかと
思うのです。それから、先ほどからお伺いしてい
るわけですが、そういう意味で、機械化という面
から見て過渡期——それが収量から見て過渡期に
なるかどうかは、いろいろ説明がありました
が、私も必ずしもよくわかりません。しかし、従
来いわれているように、大型の機械というものは
やっぱり収量としては落ちるといふのが常識であ
るとすれば、大型の機械というものは、はたし
て反収がどうなるかということ、必ずしももう
間違いない既定の事として想定ができるような
ものではないのではないかと。同じ問いになります
けれども、その点はいかがですか。

○説明員(内藤隆君) 先ほど申し上げましたよ
うに、現在の機械化の現状ということから申しま
して、大型の機械化の体系というものが相当程度普
及するという段階におきます反収は、先生おっ
しやいますとおりでございますけれども、先ほ
ど申しましたように、非常に個々の事例ござい
ますけれども、現在見られる大型機械化体系の
場合の事例と、それから各県の技術陣営というよ
うなものがそういうことを将来見込みましての考
え方というふうな点について申し上げたわけで
ございまして、将来の水稻作というふうなものに
きましては、まだまだそういう意味で不確定要素
が多いという点につきましては、先生の御指摘の
とおりでございます。ただ、私も米の過剰とい
うようなことを考えます場合には、四十四年
段階の作付面積、それから最近の高位に安定して
おります収量水準、そういう二つの要素と、それ
から需要量を考えましても、すでに相当量の過剰
があるというふうなことから申しまして、そうい

う意味合いにおきましての需給のギャップと申し
ますか、過剰状態というふうなものが恒常的に
なつたと、こういうふうな言っているわけござ
いまして、これはあるいは先ほど食糧庁長官のほ
うから申し上げたのかもしれないけれども、大
型機械化体系といふことの収量その他の技術要因
につきましては、いま申し上げたとおり、先生の
御指摘のようなこととございしますが、不確定要素
が多いということは事実だろうと存じます。

○松井誠君 米の供給の中に、国内生産のほか
に、言うまでもなく外米の輸入があるわけであ
ね。それで、外米の輸入のことについてちよつと
お尋ねをしたいのですが、農林省からもらった資
料で「過去十年間における米の年度別輸入量」と
いうのがあります。これと、「作物統計」の中に、
これは十年はありませぬけれども、四十年からの
輸入米の統計があるわけなんです。これは会計
年度と米穀年度というところもありましようけれ
ども、ずいぶん数字が違ふんですね。一方は玄米ト
ンで、一方は原穀トン、これは単位も違ふのかも
しれませぬけれども、この「作物統計」の数字と
もらった外米輸入の統計と、これは全く同じ
ものなんです。出所は。

○政府委員(亀長友義君) 精米トンと玄米トンの
違いと、会計年度と米穀年度の違い以外には、違
いはないはずでございます。それを私どものほう
で照合いたしておりますけれども、統計調査部に
いたしましては輸入数量は食糧庁の輸入数量をも
とに計算をいたしているはずでございますから、
違いがあるわけはないと思います。

○松井誠君 これは「作物統計」のほうには四十
五年のものがありませんけれども、もらった資料
の四十五年の外米の輸入の中で、モチ米は一万七
千トンということが書いてあります。これはいま
問題に——いま問題にと言ったらかしきいす
けれども、最近新聞をにぎわしておる例のタイ米
がこれですか。

○政府委員(亀長友義君) この四十五年の一万七
千トンというのは、四十五年の上期に輸入をいた
しましたモチ米でございます。いま新聞にこのあ
いだから出ておりますのは、四十五下期に一万
トン輸入をいたしております。これはモチ米が七
千トンとウルチが三千トンでございます。この一万
七千トンとは別でございます。

○松井誠君 そうですか。どうもウルチ米のこ
ろがゼロになっているものですか、おかしいと
思つて聞いたんですが。

○政府委員(亀長友義君) 四十五年米穀年度とい
たしましては、一万七千トンでございます。それ
で今度入ります一万トンは、予算は四十五年度の
予算でございますが、入りますのは四十六米穀年
度ということになります。

○松井誠君 そうしますと、会計年度で四十五年
度における輸入の総量というのはいくらになるん
ですか。先ほど一万トンと言いましたか、これにプ
ラス一万トンがウルチ、モチを含めて入るんでは
ないですか。

○政府委員(亀長友義君) 会計年度ではそのとお
りでございます。

○松井誠君 きょう、農林大臣が、たぶん私の聞
き違ひでないと思つれば、本会議で、タイ米の輸入
について、モチ米なんだと。ウルチ米の輸入はし
ていないと。ウルチ米でピーフンというものを
つくれるようにいま鋭意技術開発中だけれども、そ
れが間に合わないものだから、したがって、そう
いう意味では、日本のウルチ米でできないもの
から、モチ米を入れたみたいな話があったんです
が、ウルチ米が入っていることには間違いない
ですね。

○政府委員(亀長友義君) モチ米七千トンと米粉
用のウルチ米三千トンを輸入いたしております。
○松井誠君 四十五年のタイ米の話はわかりまし
たけれども、そのほかに——そのほかに言うよう
りも、特にタイ米の中には、いまのようなさうい
うピーフン用のものだけではなくて、いわゆるR
R援助というのがありますね、ケネディ・ラウン
ドによる援助、あれに使うために、タイ米を輸入
して、そしてインドネシアとかラオスとかにい

わば無償援助をする、その米もタイ米から全部じゃありませんけれども輸入をしておる、そういう事実は間違いないですか。

○政府委員(亀長友義君) KR援助は、御承知のように、国際協定で後進国の援助をする。その際に、日本政府でその金を負担をして、日本から物を送る場合もあれば、外国で物を買って与える場合もございます。さようなことで、日本米ももちろんKR援助で出しておりますけれども、ごく例外的にタイ米を日本の国が買って供与したことがございます。インドネシアとラオスにつきましてタイの米を買って与えたという事はございませぬ。しかし、これは日本に輸入をするわけではございません。タイから直接インドネシアに持つていくわけでございます。ただ、金は日本から出しておるというだけでございます。――援助は、金を与えて向こうが買うんだそうでございます。したがって、物はもちろん日本の近海にも参りません。

○松井誠君 実際に米が日本に入つてこようとするまいと、そういうKR援助というのを、米の問題がやかましくない時代ならばよかったかもしれない。しかし、古米、古米といふのがまるで目のかたきになるような時代に、大蔵省からもらった資料によると、四十三年、四十四年、四十五年と、四十三年からタイ米をKR援助に使つておるわけでしょう。一体、なぜこのときに古米を全部使うわけにいかなかったのか、これは農林省の問題でないかもしれませんが、どうにもおかしいと思ふんですがね。

○政府委員(亀長友義君) まあ、これは、外務省かほかのところの問題かもしれないのでございませぬが、原則として、私どもは、国内米が過剰でございませぬから、日本米を延べ払いなりで輸出をする、それからKRの場合もなるべくできれば全部日本の米を使つてもらうという考えでございませぬ。しかし、米が足りない国でも、どうも日本米はあまり好まないという国もあります。それからまた、タイのように、従来米を輸出することに

よつて自分の国の生計を立てておつたという国が、日本がタイの輸出先へ米を出すために、貿易収支上も非常に困るというふうなこともございませぬ。このようないふことから、KRの場合に、むしろ、日本のものをKRに組み込んだり、あるいは日本が米を延べ払いで輸出することを円滑にする意味で、例外的に充てておるのでございまして、たとえばインドネシア向けKR援助の一部にタイ米があつたことはございませぬが、このときも、インドネシア向けに相当量の日本米を延べ払いとKR援助で片一方において輸出をした。そのことにあまり文句を言われても困るし、また、タイともいろいろな円滑な関係をする上からも、従来インドネシアはタイの伝統的な市場であつたわけでございます。こういうことから、タイの立場も考慮して、若干のタイ米をインドネシアに売らせるようにKR援助の資金を出したというところでございませぬ。それからまた、ラオスにやはりモチ米をタイから供給するために援助資金を出しておりますが、ラオスはモチ米が主力でございまして、日本はモチ米が過剰の状態では必ずしもないので、日本のモチ米をラオスに直接与えるというわけにはまいりませんので、この際には輸出余力のありましたタイのモチ米を買つてラオスに与えた、こういうふうないきさつでございまして、したがって、原則的に日本の古米を充当するという立場は私どもとしては一向変えていない。むしろ、それを円滑化するためにやっておるのがごく例外的にある、かようなことでございませぬ。

○松井誠君 外務省の答弁を聞いておるようでありますが、タイ米といふのは、日本は前に買つておりましたし、インドネシアも買つておる。最近では、日本も買わないし、インドネシアも買ひつかない。そこで、タイの国会議員が困つて日本にひとつタイ米を買つてくれないかという陳情があつたというニュースが去年で出たという事。そこで、この大蔵委員会では今年の経済協力の問題のときに外務省に聞きまして、いまと同じような御答弁であつたわけですか。しかし、タイの農

民がかわいいて日本の農民はかわいくないというふうな理屈につながるような議論は、私はどうも農林省の役人としてはおかしいと思ふのです。それは大蔵省はどうなんですか。

○説明員(林大造君) ただいま農林省のほうから御答弁がありましたとおり、タイは伝統的に米に輸出の主力が置かれておりまして、二九六七年――暦年の統計しかございませぬけれども、当時は、大体輸出の三分の一が米でございまして、また、六九年になりましたと、それがずっと減つてまいりまして約五分の一に減つてきております。このようないふタイの国際収支の状況、これはいろいろの理由があると思ひますが、タイからの輸出先国における米の供給力の増加、いわゆるグリーン・レボリューションといふのが進行してございませぬ。やはりそういう意味でタイの立場というものもある程度考慮せざるを得ないというところでございまして、ただいま御答弁がありましたとおり、日本の状況と、それからその供与先における種々の事情、さらにはタイの事情などを総合勘案いたしましたして、ある程度の組み合わせをその場合場合にに応じてつくつていくことはやむを得ないというところで、種々御相談の結果、ただいまのようないふ結果になつておるわけでございませぬ。

○松井誠君 やはり日本の農民の感情というものを考へてもらう必要があると思ふんですが、私どもは見返り輸出をするために日本の農民が犠牲になつておるんじゃないか、そういうこともあるわけですから、タイとの国交を円滑にするために、日本の農民のつくつた米が余つておるというわけでおる時期に、なおかつ買つてやらなければならぬというふうなことは、少なくとも農林省の立場から言へば、何とも理解しがたい説明だと思ふのです。ですから、そういう感情がそこにあるから、このあいだのような一万トンの輸入についてたいへんな問題であるような受け取られ方をするわけですか。一万トンという数字は、需給の状況

から言へばたいした数字じゃないかもしれないけれども、そういう意味で私はやはり大きいと思ふのです。ですから、外米を輸入しないというたてまえのはずの現在も、なおそういうことが、四十六年はどういうふうになるかわりませぬけれども、とにかく四十五年度までの実績では、そういう意味での農民の感情をさかなでするやうなそういう政策に対する反省といふものはあまりないのじゃないか、そう考えましたのでお尋ねをしたわけですか。

それに関連をするのですけれども、よく開発輸入といふことが問題になるわけですね。米の開発輸入――いろいろな農産物や鉱産物の開発輸入については資料がありますけれども、米の開発輸入という問題については資料がないのですが、これは現況はどうなつておるのでしょうか。

○政府委員(亀長友義君) 米に關しまして私の承知したしております限りでは、いろいろ後進国に對して技術援助はやつております。これはどこの国も自分の国の食糧は自分の国で生産をしたいという希望がございませぬから、パキスタン、インドネシア等にもいろいろな形で技術援助はいたしておると承知いたしております。しかし、いわゆる開発輸入、米を現地でつくつて日本に輸入をするというやうな動きは、私は承知をいたしておりません。なお、国際部長が来ておりますので、お答え申し上げます。

○説明員(吉岡裕君) ただいま長官からお話のございましたように、いわゆる開発輸入と申しますのは、日本の民間企業が対外的に直接投資あるいは合弁事業等によりましてその地域で必要な農産物等を生産しまして、これをわが国に輸入をするということだと思ひますけれども、米につきましては、いままでのところ、そういう例はございませぬ。

○松井誠君 四十四年に輸出された本なんですけれども、これは進行形ですけれども、たとえばこういう記事があるわけですから、たとえ友友商事がインドネシアのジャカルタの郊外で現地の会社と

共同で十万ヘクタールの米の生産農場を計画申だ
と、その後どうなったのかわかりませんが、そう
いう話は聞いておりませんが。

○説明員(吉岡裕君) いまお話しのごさした
ジャワでの動きは、米を目的としたものではござ
いませんで、いわゆるモヤシになります。ブラッ
クマツペという豆がございしますが、そういうもの
とか、ソルガムというふうなものを中心に考えた
いうふうになっております。一言追加いたし
ますと、当初米をやりたいという希望があったそ
うでございしますが、現在のところ全くそういう希
望は持っていないとございします。

○松井誠君 それは開発輸入まで考えておいたの
かどうか必ずしもはつきりしませんが、これも、こ
れは東南アジアにありませんけれども、イラン
で、大手六社——商社の大きいのが六社でカスピ
海の沿岸でイラン政府と半々の負担で国有地一万
ヘクタールの開田を行なおうという計画、これも
進行形に書いてある。これは何かそういう動きが
あるのですか。

○説明員(吉岡裕君) いまのイランの件につきま
しては、私も詳しくは承知をいたしておりま
せんが、イランにおきまして米の作付の近代化計
画というのをイラン政府が持っておるようでござ
いまして、それにわが国のコンサルタント会社が
関係をしていようであるという話を聞いており
ます。しかし、いざれにしましても、わが国に対
してこのようなどころから米を輸出するために生
産をするものであるというふうなことは全然聞い
ておりません。

○松井誠君 念のためにお聞きをしておきませう
けれども、少なくとも米の開発輸入ということは将
来にわたってやる意思はない、これはそのとおり
でいいでしょうか。

○政府委員(亀長友義君) 昨日も農林大臣が衆議
院の農林水産委員会でお答えになりました。米に
つきましては現在も輸入に關しましては全部政府
の統制のもとにあります。これをはずすとかいう
ことは毛頭考えておりません。したがって、

ここで日本政府から米を買ってくれるという見通
しもないのに開発輸入という事業計画が成り立つ
ようなことはあり得ない、かように考えておりま
す。

○松井誠君 どうも他人事みたいな話ですけれど
も、そうじゃなくて、商社などというのは、たと
えばいまは食糧制度がこういう状態になっていま
すけれども、先を見越してその二兆円の商品を何
とか扱おうというところで具体的に動いているわけ
です。そういうことで、食糧制度が現在のままで
ある、あるいは食糧輸入が将来にわたって統制下
に置かれるという、それは必ずしもはつきりして
いないわけですから、むしろ既成事実をつくって
そこでそういう壁を取っ払おうということだつて
やるわけですか。ですから、将来ともそういうい
わば統制をやるのだから開発輸入などというこ
とは考えないであらうというのではなくて、政府とし
てもそういう開発輸入などというものは認めな
い、貿易の形態がどうであらうと、という決意を
開いたかたのです。

○政府委員(亀長友義君) 昨日農林大臣のお答え
申しました点をさらに追加して申し上げますと、
いま食糧制度のお話が出ましたけれども、食糧制
度がどういふふうになるということ、また、米
の輸入統制というものをどうするかという問題
は、多少別のような性格のものでございしますが、
将来米の輸入を自由化するようなことは考えてい
ないということ、農林大臣もはつきり申し上げた
わけでございます。さらに、開発輸入する際に、
これは当然輸入許可ということも必要になってま
いますし、開発輸入するための資金ということ
になれば、これはまた財政当局のほうでしかるべ
きチェックの方法もあるわけございまして、私
どもとして、米の開発輸入というものは好まし
くないと、また、そういうものをやっても輸入の特
別の許可を与えるという考えはないと、かように
考えております。

○松井誠君 どうも話が回りくどいのですけれど
も、輸入の自由化になったから開発輸入がふえ
る、統制をしているから輸入ができないというも
のではなくて、統制下で現に外米の輸入をしてい
るわけですから。ですから、問題は、政府がそう
いう形の開発輸入——日本の資本が出ていって、
日本の資本が自分の手でもって農民を窮地におと
し入れるという、そういう形での開発輸入、それ
だけは認められませんか、そういういわば政策の
基本を聞きたかった。輸入の自由化かどうかとい
う問題と直接関係はないでしょう。統制下でも幾
らでも米の輸入を認めるということができるわけ
ですから、その二つは必ずしも一緒でないわけ
でしょう。

○政府委員(亀長友義君) 現在のよう日本の米
の需給事情のもとで、開発輸入を認めるという考
えはございせん。

○松井誠君 現在のようない条件つきが気に
なりますけれども、まあそれはいいですわ。
供給のことを承りましたから、消費の面
でちよつと聞きをしたのですが、これは農林省
関係ではどうもなさそうなんですけれども、ひと
つできる範囲でお答えをいたしたいと思いま
す。

米の一人当たり消費量というもののずつと前か
らの統計を見てみますと、一人当たりの消費量が
どんどんふえている時期と減ってくる時期とかわ
りばんこのような形になっておるわけですね。い
ままでずつと消費がふえて昭和三十七年を境に
減ったのかと思っておりましたら、そうではなく
て、戦争中の食糧難のときは別ですが、そうでな
いときに、たいへん古い話ですけれども、大正十
一年から昭和十七年まで——昭和十七年といえ
ばもう戦争に入りましたけれども、とにかく大正の
末期から昭和の少くとも十年ごろまでは、ある
いはもとと先までは、米の消費量が減ってきて
いるんじゃないですか。ですから、消費量が減って
きているわけですね。戦後になって昭和二十七年か
らまた消費量というものが上がってきた。こうい

うカーブというのは一体何を意味するかというこ
とですね。

最初にお聞きしたいのは、大正の終わりから昭和
の初めにかけて一人当たりの消費量が相当長い間
減っているわけですね。これは一体どういうこと
でしょうか。

○政府委員(亀長友義君) 私、戦前の資料をいま
持つておりませんので、ちよつと即答いたしかね
ます。

○松井誠君 具体的な数字はわかりませんが、これ
も、少なくとも大正十一年から昭和十七年まで
は、なだらかなりありますけれども消費量が減少し
ておる。それから昭和の二十七年ごろまでは、こ
れはもう明らかに食糧難が原因で急激に減つてき
ておる。今度は食生活の近代化、高度化というこ
とが原因だということを言いますけれども、大正
末期にそういう原因があったわけではないでしょ
うから、したがって、消費量が減ったというだけ
で、即、食生活の近代化、合理化というものは必
ずしも結びつかない、そういう意味でお聞きをし
ておるわけですか。

○政府委員(亀長友義君) あるいは資料が違ふの
かもしれないが、私がいま持つておる資料によ
りますと、明治時代からずつと消費はふえまし
て、大正の十一年ごろは米も統制になってきたと
いう時期でございまして、これからかなり消費抑
制があつて、戦後の不足時代になったというふう
に考えております。

○松井誠君 消費の曲線は、大体私が言ったのと
間違いないですね。大正十一年といふものを境に
して下がりはじめた。そうして、食糧難の時代には
そのカーブが急カーブで下がってきた。その理由
というのは、消費抑制というんですね。そうする
と、大正末期からの消費抑制ですか。

○政府委員(亀長友義君) 大正十一年がピークで
ございしますが、それから十二年——十四年がこれ
は統制でございしますから、ずつと下がってまいり
ますが、十一年から昭和七年くらいまでかなり高
い水準でございします。しかし、十一年以降はや

減ってきたというのは、私どもこれは特別の勉強はいたしておらないので、この資料を見て考えただけのことです。この時代は比較的に食生活が平和な時代であり、米以外のものを食べるようなことが多かった時代じゃなからうかと思ひます。

○松井誠君 だから、抑制ということではなくて、この解説によると、植物質食料から動物質食料へという転換がこの辺から始まったというのです。その意味では、抑制にしたところで、まさに自主規制ですね。そういう時期を経て、今度は一人当たりの消費量が減ってきたというのは、昭和三十七年からでしょう。

○政府委員(亀長友義君) 三十七年が最高でございませう。

○松井誠君 ちょうどそのころが、米の消費者米価というものが急激に上がったところと、時期的にぶつかりませんか。

○政府委員(亀長友義君) 三十七年の十二月に消費者米価を上げております。私ども、しかし、消費者米価をきめる際には、御承知のように、家計費の範囲内という食費法の規定でできておりますので、それも、現在でございませうれば、いまの消費者米価を家計米価に直すために若干あれをして、なお家計費の範囲内だということにございまして、特に消費者米価の水準がその消費に影響しておるといふ方には考えないのでございませう。

○松井誠君 これは農林省からもらった資料ですけども、三十五年以前は書いてないからわかりませんが、三十五年、三十六年、それから三十七年のいま言われた十一月までは、十キロ当たり八百五十円で、十二月から一躍九百五十円に上がりました。この上がりは、相当きつ立った上がりでございませう。そこで、米の消費量がピークだったということには必ずしも無意味ではない、その関連というものを否定するわけにはいかぬだらう。家計にどれだけの影響を及ぼすかは別として、少なくともそういう意味で何がしかのこういふ形で少なくとも家計に影響を及ぼした、こう見ざるを得ないんじゃないですか。

ないんじゃないですか。

○政府委員(亀長友義君) 私、いま、三十七年当時の家計費支出に占める食糧のウェイトというものを持っておりますが、四十年から四十五年までをいまここに持っておりますけれども、四十年には家計費の中で主食の占めるウェイトというのは八・九%でございませう。四十五年では五・八%になっておる。家計費は、消費支出は非常にふえておられますけれども、お米の占めるウェイトというのは五・八というふうな約七割ぐらいのウェイトにずっと減つてきておる。しかし、消費のほうはそう伸びておるわけではないというふうな考えますと、これはやはり全体の食生活の変化ということに大きな理由を求めるべきではないかというふうな考えます。

○松井誠君 しかし、たとえば別の資料を見ますと、価格というのはやはりお米の消費量に影響するということをお私共は考えざるを得ないと思ふんです。それはパンの値段との相対的な比較ですね。これは総理府の「家計調査」というのをもちいたんですが、これはいま具体的に検討しておるひまがありませんけれども、別の資料によりまして「家計調査」から具体的に引き出した資料なんですけれども、米とパンの価格の相対的な比較というところで、パンの値段が米の値段に比較して比較的に一番高かったときというのは三十七年です。パンの値段が米の値段に相対的に高いという状態が三十七年まではほとんど続いてきた。三十七年から、いま言ったような米の値段の大幅な値上がりを含めて、今度はパンの相対的な価格の比重というものがそこから下がってきて、そしてそのパンの消費量というものがそれに応じて今度は上がってくる、そういうことになっておるわけですね。これはまあ一般論としては大体見当がつくことだと思ひます。

もう一つ、食生活の近代化、高度化というものをに対して基本的に疑問を差しはさんでおる人がおるわけですね。米の消費量というものが減ったということも、それこそ恒久的に減っていくのかどうか必ずしも保証はないんじゃないかという説がある。そのことがあるものですから私は申し上げたいんでございませう。たとえばパンの消費量が確かにふえた。そういう意味で米の代替食糧がふえておる。しかし、そのふえておるパンの中身というものをみると、これは御検討になったことがありますが、どういふ種類のパンがふえておるのか。

○政府委員(亀長友義君) 実は資料を全部持っておりますけれども、三十九年から四十三年までを比較いたしますと、パンも若干ふえ、めん用の粉、さらに菓子用の粉もふえております。パン用の粉の中でいわゆる食パンと菓子パンの分類はございませうが、大体これは菓子パンが相当ふえておるといふふうに考えます。全体的には小麦が非常にふえておるとおっしゃいましたけれども、全体的にいま穀類の摂取量というものが減少したとしておまして、小麦につきましても近年はほぼ横ばいということにございまして、これは全体的に穀類が減つておるといふふうに考えなければならぬと思ひます。

○松井誠君 パンも、私もなるほどそういう事実があるのかと思つて驚いたのですが、食パンは一時非常に減つてきてあと横ばい、それからあんぱんというものはほとんど減りつぱなしのようですが、その他パン——味つけパンですね、それが食パンが減つた時期に消費量がふえて、あと横ばい、そういう形になっておる。そうして、食パンの消費量というものは、階層別に見ますと、所得の多い人ほど、パンの中の食パンの比率というものが多し。これは想像できると思うのです。逆に言えば、収入の低い人ほどパンの中で味つけパンが多いというのはいわゆる食生活の高度化ではなくて、インスタント化ではないかと思ひます。そういう分析はなさったことはございませうか。

○政府委員(亀長友義君) 私ども菓子パンに関する詳細なデータがございませうので、いろいろ業界等の話から菓子パンがふえておるといふことを私がいま申し上げた程度でございませう。所得の低い人ほど菓子パンをたくさん食つておるかどうかにつきましても、別に私はそういう資料がございませうが、パンを食べている人が必ずしも高所得だとも言いがたいのではないかと。ただ、かなり高級パンがふえてきておりますので、高級パンのよなものはこれは当然高所得者によつてとられておるといふことは言ひ得ると思ひます。

○松井誠君 さつきもらった総理府の「家計調査」では、所得別に階級を幾つかに分けて、第一階級——これが一番所得の低いほうなんです。その食パンの比率というのは四七・九七%、一番多い第五番目の階級というのは五三・一一%、その間、大体、所得に比例しているのか、反比例というのか、食パンの消費量というものはそういう形になって、所得とやはり関係がある。食パンというものが定着しておるといふことならば、それに付随した高度化、近代化ということも言えるかもしれない。そうではなく、御承知のように、駅でもパンと牛乳は大はやりで、駅のホームで売られておるわけですね。住宅事情がこういう事情だし、夫婦の共稼ぎというものが非常に多くなつて、二一%が共稼ぎだという、そういうところから、特にインスタント化ということが進んできて、その結果のいわばパン食という面——そればかりだとは言ひませうけれども、そういう面も相当考えなければならぬ。だとすると、これは食事の定着をした高度化、近代化の結果だとは必ずしも言えない。そういう分析が当然出てくる。皆さん方が需給の見通しというものをやるときに消費の見通しもやるわけですから、非常に手放しでこの需給の見通しの中にも高度化、近代化ということが疑ふ余地のない公理のように書いてありますけれども、決してそうではないということを私は考えてもらひたい。

○政府委員(亀長友義君) いろいろパンという形を利用して食生活が簡易化されておるといふものがあることも、それは御指摘のとおりだと思ひます。ただ、私どもが食生活の高度化と申しておりますのは、別に米がパンにかわつたとか、あるいはパンの中で食パンが多いとか菓子パンが多いとか

いうことを言っておるのではなくて、澱粉質以外の動物蛋白質等の摂取量が非常にふえた、それに伴って、また、果実、蔬菜等の摂取もふえる、そういうことを高度化というふうに言っておるのだと思ひます。その結果としていわゆる穀類の摂取量が減つていく、こういうことを高度化と言つてゐるわけでございまして、その減つていく穀類全体のうちの、米を食うか、あるいはパンを食うか、菓子パンを食うかという問題は、これまた穀類の中での問題として別にあらうかと思ひます。

○松井誠君 少なくともこのめん類の消費量なんの統計を見ましても、インスタントラーメンというもののふえ方が非常に大きいのです、一々ここでは数字を言いませんけれども、ところが、その食品のインスタント化というものは確かに大きくなつてきているわけですが、それは、共稼ぎという状態がなくなるとか、住宅事情が好転するとかということになれば、もう一度もとへ戻るといふ可能性はなきにしもあらずで、そこからほんとうに生活が豊かになつてきて住宅事情がよくなつてきてということでは本格的な高度化にそこで新たにいくかもしれない。高度化が定着したというには、まだ消費の面からいつたて少しい早いのではないかと。もつといろいろなことがありますが、たとえば、外食で何が一番消費量が多いとか、昼に食べる食事はどういう種類の食事が多いとか、いろいろ綿密な統計を見ますと、やつぱり全体としてのインスタント化というのが多いわけですよ。ですから、消費の面でも簡単に定着したというように少なくとも言い切れるものではない、そう考えるわけですが、まあこれ以上押し問答はしません。

それで、最後に、消費の中にも入るし供給の中にも入るでしょうけれども、沖縄の米の事情ですね。来年復帰した場合に、人口百万がいればふえてくるわけですよ。そこで、返還後どうなるかという問題の前に、現在における沖縄の米の需給事情を大ざっぱでいいですけども説明をしていただきます。

○政府委員(亀長友義君) 沖縄の米につきましては、年間消費量はおおむね九万五千トン程度でございまして。ただ、御承知のような地理的事情でございまして、沖縄の島産米はわずかに一万トン程度でございまして。その結果、加州、豪州等から外国の米を入れておたというものがそれまでの事情でございまして。四十五年から本土の米を食うようになりまして、四十五年の供給の事情を申し上げますと、島産米が約一万トン、本土から一万八千トン、加州米が三万五千トン、豪州米が二万五千トン、その他若干モチ米、ビルマ等からくたき米を輸入しておるといふような状況でございまして、いづれにしましても、その九割近くを外国のものに依存をするというふうな状況でございまして、四十五年にはそのうち日本が一万八千トン輸出をいたしました。四十六年には日本は三万五千トン沖縄に送る計画をいたしております。復帰後は、全量これを島産米と内地から送る米でまかないたいと、かように考えております。

○松井誠君 復帰以降は全量いけば日本米でまかなうという意味ですね。

○政府委員(亀長友義君) さようでございまして。

○松井誠君 四十五年、四十六年度に、外国米と日本米とどうするかというところでいろいろ議論がありましたね、主として値段の關係もあつたでしょうけれども、しかし、やはり大部分は外国米にたよつて、日本米はむしろ少々というものが四十五年の処理ですね。その中に、アメリカは加州米をどうしても買え、そういう要求があつたことも事実です。少なくとも、返還後は、やはり本土並みで、日本人のそういう意味での食糧としての外米の輸入は原則としてしない、これはそう理解していいですね。

○政府委員(亀長友義君) 私どもとしては、沖縄の米は、復帰後はもちろん全部日本の米でまかなうという計画でございまして。ただ、従来そういう外国の米を買つておりましたために、一挙にこの市場を奪うというわけにもいかない。復帰までには逐次切りかえていくということで、私どものほうでは、先ほど申し上げましたのは沖縄の会計年度で申し上げた次第でございまして、私どものほうの会計年度で申し上げますと、四十五年は三万七千トン、四十六年は五万八千トンというふうにふやしていきたい。復帰後は、先ほど申し上げましたように、全量日本でまかなうようにしたいと考えております。

○松井誠君 これで終わります。

○鈴木一弘君 最初に財政のほうで伺つておきたのですが、今度、この法律案は、過剰米——これは過剰米ということばが定義に問題があるわけですが、過剰米を食糧以外の用途に使つた場合、売り渡したことによつてのその補てんというところで今回の法律が出てきたわけでありまして、けれども、一体、年度別によつてその計画はどういうふうになっているのか。それと、計画どおり処理できなかったときはどうするのか。その二つをお尋ねします。

○政府委員(竹内道雄君) いま現在でございます過剰米として一応私ども考えておりますものが約六百六十万トンほどあるわけでございまして、これを四十六、四十七、四十八の各年度で二百五十万ずつ処理して、残りを四十九年度に処理してまいりたいというふうに考えております。

過剰米処理の内訳といたしましては、先般来農林省の過剰米処理委員会が研究を続けてきたところでございますけれども、各年度の二百五十万の内訳といたしましては、飼料用に百四十万トン、工業用に二十万トン、輸出用に四十万トン程度を見込んでおるわけでございまして。飼料用、工業用、輸出用のおのおのの処分の予定価格が違つておりまして、したがひまして、米の古米の食糧が損失となつてくるわけでございまして、その損失が四十六年度二百五十万につきまして千八百七億円というふうに計算いたしております。一方、二百五十万ずつでございまして、四十三、四十四年度の四十七年、四十八年も千八百七億円の損失が起きますという推定をいたしております。

す。もちろん、現実には、たとえば輸出用の米でございまして、推定の基礎といたしましては、最近の国際価格をもつて処分予定価格といたしておりますので、その価格が変動するといふようなことによつて損失の額が違つてくる可能性といふのはあるといふふうに存じております。また、飼料用等につきましては、国内向けの処理でございまして、おそろくその数量として違つてくることにはないと存じますけれども、輸出につきましては、相手方のあることでもございまして、そこら辺の数量は違つてくる可能性はあるかと存じております。

いづれにいたしましても、あくまで計画でございまして、多少の違いはその二百五十万トンについても出てくる可能性はあると思ひますけれども、大体このトン数を目標といたしまして処分を毎年いたしていくと、六百六十万トンの最後のしわが四十九年度に残つておりますので、その四十九年度の処理数量というものが、しわ寄せの結果、多少またそこで動いてくるということもあるいはあるかといふふうに思つております。

○鈴木一弘君 その処分数量の、いわゆる四十六、四十七、四十八の三年度においての二百五十万というものはこれは動かないと、こういうことです。四十九年になつて現在予定されているよりもそれが増減することはあるかもしれないけれども、四十六、七、八については二百五十万が動かない、こういうことですか。

○政府委員(亀長友義君) そういふことよりも、いわゆる過剰米として処理いたすべき数量の六百六十万トンというものはそう変わらないはずでございまして、多少の増減は起き得る。たとえば、そこで、二百五十万トンじゃなくて二百五十万トンから二百五十万トンなり、それより五万トン少ないというふうなことがかりに、起きましたときに

は、四十九年度の処理数量というものが動いてくるといふようなことはあるというふうに考えております。

○鈴木一弘君 そうすると、六百六十万トンという推計量というのは、これがほんとうに正しいのか。七百万トンともいわれ、七百五十万トンとも過剰米の推計量というのはいわれておるわけでありますから、いろいろありますが、この推計量というものの試算の根拠というものはどういふところから出てきているのでしょうか。

○政府委員(亀長友義君) 私どもで四十六年四月以降において処理する必要がある数量を六百六十万トン——正確に申しますと六百六十四万トンでございまして、そのように見込んでおるわけでございます。御承知のように、過剰米と申しまして、結局、主食用に売却できないと認められる数量を出してあるわけでございます。別にしるしをつけておるわけございません。四十二年産が在庫が現在五十八万トンでございます。この四十二年産米は、全部もはや主食用には売れない。したがって、これは五十八万トン全部過剰米とみなす。四十三年産米は、二百八十二万トンでございますが、これも同じようにみえます。四十四年産米は二百三十万トン在庫がございまして、これはまだ現在でも若干主食用に回すわけでございまして、このうち百九十九万トンを過剰米とみなす。四十五年産米につきましては五百三十九万トン在庫がございまして、これはまだ現在新米として配給をいたすべきものでございまして、これは百二十五万トンだけを過剰米とみなす。こういうふうにご覧いただけますと、四十六年三月末日の在庫の合計が千九百九十九万トンでございます。このうち、先ほど申し上げました過剰米とみなすべきものを合計いたしますと六百六十四万トンということ、これを約六百六十万トンと称しているわけでございます。

なお、先ほど、七百二十とか七百五十とかいふお話がございましたが、これは昨年の四十五年度年度末の政府在庫数量、四十五年十月末の時点における古米の在庫量でございまして、四十二年産

米、四十三年産米、四十四年産米の在庫の合計量を七百二十万トンとか七百五十万トンと言われまして、在庫量でございまして、

したがって、それらの四十二年から四十四年産米の七百二十万トンの中から、さらに過剰米として輸出をしたものもございまして、処分をしたものもございまして、さらに、その後、四十五年産米を新しく買入れいたしましたので、四十六年三月の末の時点では私が先ほど申し上げましたような総在庫量に数字がすでに動いておるわけでございます。

○鈴木一弘君 先ほど話があたりわゆる処分予定の数量の中で、飼料用が四十万トン、工業用が二十万トン、輸出用が四十万トンという話ですが、けれども、おのおのが絶対この処分の目標というものはこれは動かないのですか、それとも、多少大きな変動が計画年度内にも起こるといふおそれがあるのか。先ほど来輸出用が若干あるかもわからないというお話だったので、それとも、一体変動するとした場合に、計画の二百五十万トンのうち五万トンなら五万トンになるということを見込んでおるのか、二百五十万トンから百五十万トンという幅で見えておるのか、一体どのように見えておるのでしょうか。絶対いかなることがあっても二百万トンの確保ということなのか、そういう点がまだはっきりわからないのですけれども。

○政府委員(亀長友義君) 過剰米に關しましては、できるだけ早く処分をするようにという御要望が各方面からございまして、先日の衆議院の決算委員会でもそのような決議も行なわれておりますので、私どもとしては、できるだけ早く処分をするというたてまえで進みたいと考えています。しかしながら、そうはいきまして、いろいろ財政上の問題もございまして、先ほどから御説明いたしておりますように、二百五十万トンという計画を立てておるのでございます。ただ、この用途に關しましていろいろ相手方のあることでございまして、これを使うえさの業者、あるいは輸出で

ございまして相手国がほんとうに買ってくれるかどうかというふうなこともございまして、二百五十万トンという数字はそういう意味で決して固定的なものではないと、私どもとしては、できるだけこの二百五十万トンに近い線に達成するように努力をいたしたいと考えております。

○鈴木一弘君 そこで、こういうことはあり得るわけですね。二百五十万トンをどうも達成したいと。そうすると、飼料用の業者のほうから、価格を下げてくれ、それなら買いますよ、百四十万トン買いますよとか、あるいは、輸出用の価格も、トン当たり四万三千四百円ですが、それをさらに下げれば買おうとか、そういうようなことがあつて、価格の変動等が出ていふから二百五十万トンという目標を達成しようというのか。そちらのほうは動かさないけれども、できるだけ努力をしていって、場合によつて百五十万トンになる場合もあつてもいいから、価格のほうは決して最初の予定価格は動かさないというのか。その辺はどうなんでしょうか。

(委員長退席、理事大竹平八郎君着席)
○政府委員(亀長友義君) もちろん、これは、私ども、いくら安くても二百五十万トンということだけを考へておるわけではございません。いづれも、価格につきましては、一応の基準というものを私ども頭の中に描いております。また、その基準につきましては、過剰米処理委員会という専門の方に御検討をいたして、その報告書もあるわけでございます。具体的に申しますと、えさの場合には、同じ競合する物資である外国産のトウモロコシ、マイロ、こういうものと均衡のとれた価格にするということで、飼料価格をきめる際に用いておられますピーターソン方式というのがございまして、その方式で計算をして出た数字でえさの価格をきめることになっております。また、輸出の場合にも、おのずから米の国際価格というものがございまして、国際価格の水準というものがございまして、運賃等は、またこれも国際的な水準がございまして、もちろん、国際価格とか運賃とかい

うものにつきましては、あるいはまた、外国産の輸入のトウモロコシ、マイロ等の価格も、必ずしも固定的なものではないと、私どもとしては、一応それを取り入れる基準というものは考えておりますので、その基準を守りながら目標の数量を達成するように努力をいたしたいと考えております。

○鈴木一弘君 ですから、その基準を守りながらという答弁であると、基準を守つてやつていった場合に、二百五十万トン処分できないときは百五十万トンというところもあり得るのですかと、また、逆に、伸びる場合には二百五十万トンをくぐり過ぎて売れる場合もあり得るのかということですが、

○政府委員(亀長友義君) いまの段階では、私ども、過剰米処理委員会という現在の経済事情のもとで御検討いただいた私が先ほどお説明申し上げた水準で、二百五十万トンを大きく狂うことはないというふうに考えております。

○鈴木一弘君 ちょっと話が横に行きますが、処分予定価格があつておられますが、現在輸入している価格の場合にはトン当たり幾らぐらひですか。
○政府委員(亀長友義君) いま日本はほとんど米は輸入はいたしておりませんでございまして。しかし、輸入するとすれば、大体百三、四十ドル前後であらうと考えております。

○鈴木一弘君 今度のこの法案から出てくる財政負担というものは非常に巨額なものにのぼるわけですが、そこまですて過剰米処理をしなければならぬ。一方では、さらに過剰米が出ないという保証はない。そういうことになると、さらにまた処分をしなければならぬというふうにだんだんになってくるんですが、われわれのほうから見ると、何となくむだな財政処理というふうな感じがするし、むだな財政負担というふうなことにも考えられるし、国民経済の上から見ると、こういうような財政の支出のあり方というものは容認できたいものだろう、こういうふうに思うんですが、けれども、こういうことについて今回のこの法案に

よって財政負担というものがことしもあえて、なきやならぬということになってくるんですが、その場合に、今後それ以上の新たな財政支出というのはいらないという歯どめは何か考えておるんでしょうか。

○政府委員(竹内道雄君) 今回の過剰米の繰り延べ処理につきましては、かような七百万トン近い大きな過剰米の在庫があるということが米の生産にとって非常な圧迫になっておるということで、御承知かと思いますが、今度の議論のときには、たとえば、七百万トンの古米を一挙に処理してしまえばいいじゃないか、したがって、来年は米の生産を半分に減らしてしまおう、そうして国民に古米だけを来年は食べていただくということにして、一挙に過剰米を処理してしまつたらいいじゃないかという議論も予算編成の過程では出てきたわけですが、いさすけれども、しかし、米というのは日本人の主食でございますし、こら辺のものを一挙に来年たえはたんぼの半分を休耕させてしまおうというようなことにはいたしません、今度は将来の生産がどうなっていくかというような問題も片一方にあるのじゃなからうかといううなことで、七百万トンをなるべく早い機会に財政負担のことも考えながら処理していただくというのが今度の考え方でございますけれども、さようにして過剰米を処理いたしますにつきましては、将来の過剰米の発生というものをどうしても食い止めなければいけないということで、これにつきましては、御承知のように、昭和四十六年度につきましては、二百三十万トンの生産調整というものをお願いいたしまして、これを確実に実行していただく、将来の転作に見合ひまして今後生産調整を五年間続けていってそうして単年度の需給均衡というものを毎年確保していこうということでございますので、私もといたしましては、四十六年度以降の過剰米の発生というものはないというふうな前提でものを考えているわけでございます。

○鈴木一弘君 そこで、いまお話がありました四十六年から二百三十万トンの大規模な減反という

ことで、それが一つの歯どめというふうな財政当局のほうでは考えておるようでございますし、そういう生産調整の実施を見て今後の食糧のあり方というものを考えていくんだらう、こういうふうな私どもも見ておりましたし、また、考えもあると思うのですが、そういうときに先日の政治米価というものがあつた。これは、どう考えても、私どもにとつてはよくわからないですね。こういう点について、財政当局自体、国の台所を預かるほうとしての考え方はどうなんですか、そういうものについてはっきりとした見解をほしいと思うんです。

○政府委員(竹内道雄君) 米価決定に際しましては、御承知のように、基本米価としては昨年の水準を上回ることになつたわけでございますけれども、御承知のように、昨年は、基本米価とは別個に、良質米奨励金あるいは品質改善奨励金というふうなものが別途ございまして、この分が現実には農家の収入という意味では入つておつたわけでございますけれども、その分を今度基本米価に組み入れたというところでございまして、実質的な水準としては農家の手取りという意味では大体去年の水準を維持したというところでございまして、これが米作にとりまして非常な刺激となつてさらにまた過剰生産が出てくるということはないというふうな考えております。

○鈴木一弘君 これは政務次官にちよつとお伺いしたいんですが、農林関係の予算のうち、七割程度ですね、とにかく一兆円を超えるような予算があるわけですが、その七割近くというものが大体米に關係してゐる。そういうことで、一方、米価が上がつても消費者価格というものは上げない。もちろんそういうことでは逆ざやが出てくるだらう。だんだんそういうことで財政だけの面で見ると明朗な感じが受けられない。私は、これは、概算要求をしてくる農林省当局のほうも問題があるかもしれないが、それを査定している大蔵省に問題があるんじゃないか、そういうふうにも考えられるわけですが、そういう点について

てその責任の一端というものをどういうふうな考へてゐるか、これを伺いたいと思ふんです。

○政府委員(藤田正明君) 農林省のほうは、農政という立場におきまして、いろいろ主張なり、また、従来の行きかきというものがあつたと思ふんですが、また、大蔵省のほうは、財政という立場におきまして、これはまた農林省と相反した主張が当然生まれてくると思ふのであります。そのような立場の違いでいろいろ議論をいたしました結果、政府の案としてこのようになつたに相なつたわけでございます。国会のほうで御承認をお願いするよう次第であります。生産者米価のほうは、これは何も国会の御決定ということではないのでありますけれども、そういうことでございまして、財政当局としましては、今後これ以上の赤字は何としても積み重ねないようにというふうなことを政府内部では関連当局と話し合つておるような次第でございます。

○鈴木一弘君 一部には、米に対しての財政負担をこれだけふやすのであれば、その分だけ構造改善のほうに回すのが財政としては筋ではないかという声もかなりあるわけでありまして、そういう点について、大蔵当局としてはどういう考え方を持っておりますか。

○政府委員(藤田正明君) おっしゃる意見も当然でございます。長い目で見ますときには構造改善のほうに回すのが当然だと思ひます。ただ、現在、生産者米価に關しましては三年間据え置こうという政府内の決定もございまして、その据え置きを今後は筋としては通したということでございます。決して決して上げてはいないというふうな考えをしております。

○鈴木一弘君 そういうふうな過剰米の処理そのほか財政負担等にいろいろ頭を悩ましていたという状態のときに、先ほども話がありました三千トンのウルチ米が輸入をされた。そういうことについて、どうもそれが極秘だというふうな話を聞かされると、たとえ業者云々の問題があるにしても、納得できないわけですが、大蔵当局は、今

回のこの法案と関連して、こういう事実というものを認めておられたのですか。

○政府委員(亀長友義君) モチ米につきましては七千トン、ウルチ米三千トン、これは四十五年度予算で予算成立しておつたものを輸入をいたしまして、それが最近四月、五月に到着をしたというものでございます。

一般の米は現在非常に過剰でございますけれども、モチ米につきましては必ずしも過剰の状態ではございませんし、いろいろ自主流通米制度等で流通の展開をはかるといふことをやっておりますが、政府としてもどうしても若干の手持ちを持たなければならぬ。また、同時に、これは大体せんべい等に使用するのでございまして、一挙にそういうものの原材料価格が上がるという点もございまして、従来よりはるかに数量を減らして七千トン程度輸入したわけでございます。明年四十六年度の予算におきましては、その輸入は予定をいたしております。できるだけ国内でのモチ米の増産をはかり、さらに、これを正規のルートで確保するように、農業団体ともいろいろ打ち合わせを進めてまいつております。四十五年度に入れました七千トンにつきましては、農業団体から、やはり国産のモチ米を売るためには、片一方で多少の外モチを持つていないと売りにくいという要請もございまして、われわれもいろいろ検討いたしました結果、四十五会計年度に限つて追加輸入をいたしましたわけでございます。

ウルチ米はビーフン用の三千トンでございます。実は、これは古米が使えないかというのを何回も研究したものでございまして、現在の技術ではどうしても良質のビーフンができません。食糧研究所等からも、どうしてもいまではわずかし、技術開発のためにももう少し日時をかせぐというところでございまして、これも私も四十六年度の予算ではそういうものの輸入はなくて済ませよう、こういう予算に四十六年度の予算はいたしております。なお、このビーフンにつきましては、片一方で輸入制度が自由化になつております

ので、これを禁止すれば片一方で製品が入ってくるというところもございすので、やはりできれば国内の原料を使って国内でビーフンをつくる、一時的に技術開発が不可能であれば若干の輸入もやむを得ないというふうなことで三千トンを輸入いたしたような次第でございます。

四十六年度は、両者とも予算には計上いたしておりません。

○鈴木一弘君 四十五年度の予算で決定されていることであり、そのワケで輸入をしたということ、それはわかりますし、その主張をなされることも当然のことであると思ひますけれども、国民感情の上からいってと違ふんじやないか。また、一方、財政当局のほうからすれば、身銭を切るような感じもするわけでありまして、そういうような点がたとえやむを得なかつた、また、予算で認められていた措置であるといつても、そういうことを財政当局、大蔵当局としては、まあ私どもは国民感情の上から理解に苦しむのでありますけれども、どういふふうな考へてゐるんですか。

○政府委員(竹内道雄君) モチ米の輸入の問題につきましては、先生から御指摘のとおり、私も財政当局といたしまして、これだけお米が余つて過剰処理の問題が大きな問題になつておるときに、いやくも米を輸入するということは極力避けたいと思つておつたのでございますが、ただいま農林省から御説明がありましたように、どうしても万やむを得ないものにつきましてはやむを得ず四十五年度予算において認めた次第でございます。なお、かようなものにつきましては、四十六年度については予算としても認めておらないというのが実情でございます。

○鈴木一弘君 その件について、農協とか生産者団体のほうから、ウルチ米を輸入しないはずになつておるといふ点で、予算の流用じやないかというふうな非難と、もう一つは、ビーフン業者というのはいわゆるおかしな金の、そのわずかな特定業者の利益のために過剰米をさらにふやすような

措置をとつたといふことは、これは農民の感情の上からいつても解せない、許せないというふうな意見があるわけでありまして、それについてどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(亀長友義君) 予算としてはモチ米といふことでございしますが、これはもちろん会計科目の上では外国産米の買入れといふことでございします。でありますから、従来とも必要に応じて必要な外国産米を買入つたてまのものとございします。私ども、会計法上特にこれが流用とかなんだかといふことではないといふふうな考へております。

それからいろいろ感情的にはウルチのビーフン米についてございしますが、もしそういうものを全然国内で生産しないならば、製品のビーフンがどんどん入つてくるというところは、これは国民の需要がある限りはやむを得ないことでございします。私どもとしては、いろいろ感情論としてはよく私もわかるのでございしますが、これ以上、ビーフンの需要といふものが国内に存する以上、これをどうするかといふことはやはり考へていかなければならぬ。これには、やはり、古米を何とか利用できるように技術開発をやるということが第一でございします。その間、暫定的には若干の輸入もやむを得ないのではないかといふふうな考へております。

なお、先ほど、鈴木先生の御質問に、私、お米の国際価格は百三十ドルないし百四十ドルと申し上げましたが、現在は、さらに下がりました、百十ドル程度でございますから、訂正いたします。

○鈴木一弘君 それをウルチで輸入しなければ今度はビーフンで必ず入つてくるということになれば、四十六年も同じです。

(理事大竹平八郎君退席、委員長着席)
四十五年にはそういうことがあるので予算もついでおつたからといふことでありますけれども、じゃ四十六年はビーフンとしてどんどん入れる、製品で入れるということになるわけですね。矛盾

があるのじやないですか。

○政府委員(亀長友義君) それは、四十六年は、技術開発がもし進まないといふことであれば、御指摘のようなことになつて、需要があればビーフンの製品で入つてくるというところは、これは自由化になつておりますからやむを得ないと思ひます。しかし、できるだけ技術開発を進めていこうことは、工場がなくなれば、技術開発しても今度はつくる工場がなくなるわけでございますから、私も、やはり技術開発のために暫定的に三千トン程度は入れて工場の技術は残しておかなければ困ると考へた次第でございます。

○鈴木一弘君 そこで、ちよつと過剰米という問題について伺つておきたいんですが、米麦の需要の問題、穀物の総需要の問題、そういうことは先ほど消費量についての質問が出ておつたわけでありまして、具体的に伺いたいのであります。戦後だけでけつこうでありますけれども、全体的に穀物の消費量は総需要としては減つてきているのかどうか。また、それはどういふ数量になつてきたのか。また、その中に占める米と小麦の量はどうか。また、その他の雑穀はどうか。その三つについて伺いたいと思ひます。

○政府委員(亀長友義君) 国民一人当たりの主食の摂取量でございますが、一年当たりの一人の消費量をキログラムで申し上げますと、戦前の九・一三年平均、これが穀類計で百五十七・七キロでございます。このうち、米が百三十五キロ、小麦が八・六キロ、大裸麦が十一・八キロ、穀類だけでよろしゅうございましょうか。

○鈴木一弘君 穀類だけでいいです。

○政府委員(亀長友義君) これが戦前でございます。それから戦後三十五年で申し上げますと、穀類計が百四十九・二キロ、米が百四十四・三キロ、小麦が二十五・八キロ、大裸麦が八・一キロでございます。三十七年は、穀類計で百四十八・八キロ、米が百十七・二キロ、これが米の最高でございます。小麦が二十六・〇キロ、大裸麦が四・

八キロ。それ以後ずっと減りまして、たとえば四十四年で申し上げますが、穀類計で百二十九・六キロ、米が九十五・三キロ、小麦が三十一・三キロ、大裸麦が二・二キロでございます。

概括的に申し上げますと、穀物の消費量は、先ほども御質問が出ましたが、所得がふえるにつれて、いわゆる食生活の高度化といふことで、カロリー源も穀類以外の蛋白質に求めるといふ傾向が強まっています。これは世界的にどの国も同じでございますが、穀物の消費というものは、所得がふえると減少してまいつております。そのうち、米につきましても、もちろん減少しております。

小麦につきましては、四十一年まではふえましたが、四十一年以降はこれも停滞をいたしております。大裸麦は、戦後は三十五年以降毎年減少を続けまして、現在二・二キロに縮小いたしておる状況でございます。

○鈴木一弘君 小麦の輸入数量を、戦前からいまの言われたものについてちよつと聞かせてください。

○政府委員(亀長友義君) ただいま四十一年からの資料しか持つておりませんので、四十一年からしていただきますが、小麦につきましては主食用とえさ用とございします。四十一年は主食用が二百五十九万六千トン、えさ用が八十七万一千トンでございます。合計で三百四十六万七千トンでございます。四十一年は、主食用が三百一十七万七千トン、えさ用が九十七万七千トン、合計で三百九十八万七千トン。四十二年は、主食用が三百一十三万七千トン、えさ用が百二十万八千トン、合計四百三十二万一千トン。四十三年は、主食用が二百七十九万七千トン、えさ用が百十五万七千トン、合計で四百三十四万七千トン。四十四年は、主食用が三百二十九万二千トン、えさ用が百四十四万一千トン、合計四百四十三万三千トン。四十五年は、まだ集計ができておりませんが、予算上の計画としましては、主食用が三百二十五万九千トン、えさ用が百二十六万一千トン、合計が四百五十二万トンということでございます。若干これは実行は変動いたしております。

それから戦後三十五年で申し上げますと、穀類計が百四十九・二キロ、米が百四十四・三キロ、小麦が二十五・八キロ、大裸麦が八・一キロでございます。三十七年は、穀類計で百四十八・八キロ、米が百十七・二キロ、これが米の最高でございます。小麦が二十六・〇キロ、大裸麦が四・

ます。

概括的に申し上げますと、小麦につきましては、先ほど申し上げましたように、全体の消費量は四十一年以降ほとんど主食用は増加をいたしておりません。ただ、外麦の輸入が増加をいたしてあります。これは、国内産の小麦がどんどん減つておるわけでございます。そのために、外麦の輸入量が、減つた分だけふえていくという傾向にあります。非常に増加いたしておりますのはえさ用の小麦でございます。これは、ただいま申し上げましたように、毎年増加をいたしております。

○鈴木一弘君　それで、これがいま御答弁を伺つてわかるのでありますけれども、戦前の消費が穀物全体で百五十七・七キロのうち、米が百三十五キロ、小麦が八・六キログラムというふうになって、大樑麦をまけても二十キログラムぐらいですね。ところが、四十四年になると、小麦と大樑麦で三十三キロ、米は九十五・三キロ。どう考えても、米の消費が減つて過剰米がふえたというのは、小麦の圧力が猛烈にあるのではないかと。これは、先ほどの輸入の数量についても、四十一年以降だけは申しあげていないのですからわからぬのですけれども、昭和三十六年あたりには比べましても、四十四年になると倍近くにまでなつてゐる、輸入数量はですね。そういうことから考えると、農林省は、一方で米の問題があつて政府自体全体が悩んで苦しんでゐるという状態なのに、他方でそれと競合してゐる小麦についてはほとんど輸入もさへさへ。食糧事情というか、食糧の摂取の方法といふふうにか、そういうものについての變化も一向に求めていない、食生活についての變化を。そういうふうにか、米がこのように消費が減つてきて過剰米がふえたというのは、小麦や何かの圧力ではないですか、一つの。その辺のところの対策というものは、一体、本氣になつて考へておられるのですか。一方で減らさなければ米は絶対ふえつこないわけですから、どう考へてもその辺がよくわからないのであります。戦前並みということになれば、米が九十五・三キロに

もし四十四年になつてゐるのであれば、小麦のほうは七キロか六キロぐらゐに減つてくるのが当然だと思つてゐますが、それが三十一・三というところで、完全に小麦によつて米の消費が押えられてきたということが言えるわけですね。そういう根本的な問題はメスを入れないで、過剰米過剰米ということでは、どう考へても私は納得ができません。一方、食糧の自給態勢というものを言つてゐる。国内生産だけでもつて食糧を自給させたいということと言つてゐるわけではあります。それは政府の大きな方針になつてゐる。ところが、片方では、小麦の輸入はどんどんふやしてゐる。やつてゐることがもう右へ行つたり左へ行つたり、言つてゐることがやつてゐることがさかさまみたいで、それで過剰米の処理処理と言つてもびんとこないわけでありまして、そういう点についての考へて、どういふふうにか考へておられるのか。

○政府委員(亀長友義君)　まず第一点でございますけれども、人間のいろいろな栄養摂取をいたしますその際に、穀類にカローリ源をどの程度依存するか、それ以外の動物蛋白、植物蛋白、油脂と云ふようなものにどの程度カローリ源を依存するかというところは、實際問題としてこれは所得と密接な関係がある、世界的にもそういうふうにか言われております。そういう観点から見ますと、日本における穀類の摂取量を戦前のようにすることは、私は所得水準から見てこれは不可能であると思つてゐます。おそらく、今後、所得がふえれば、さらに穀類の全体としての、パンも含めて、消費は減るのじやないか、世界的な数字から見てもそのように言えると思つてゐます。

ただ、第二の問題は、穀類の中で米を食うか小麦を食うかという問題だと思つてゐます。そこで、いま先生から御指摘のように、小麦というものが戦前に比べて戦後国民の中に定着をしてきたということは、これはもう否定できないと思つてゐます。戦

後不足をした時代に、米の不足を補うために粉食を奨励したということもございまして、そういう期間を通じて粉食が国民の中に深く定着をしたというところはまぎれもないと思つてゐます。まあそういう意味で米の摂取量も減りますし、小麦も少しさうふえてゐるわけではございませぬ。ただ、御指摘のように、ここでもっと米を食わせる政策をやつたらどうか、小麦も少し思い切つて輸入も減らしたらどうかという御主張もございしますが、現在小麦というものの国民の中に定着をしておりまして、これを人為的に輸入削減をするということになれば、当然、パン、うどん、めん、の価格は一挙に値上がりということにならざるを得ないわけでありまして、したがうしまして、私どもは、米を食うか小麦を食うかということとは、いまの経済生活、食生活のもとであれば、やはり国民の嗜好といふものに基つて判断をしなければならぬ、かように考へます。ただ、御指摘のように、米は全部国産であり、小麦は国産も若干ございまして、これも相当数外国産である。したがうしまして、この嗜好を国産のほうに向けていくという努力は必要であると思つてゐます。人為的な措置はなかなかむづかしいと思つてゐますけれども、嗜好を變化せしめるような長期的な視点で米の消費といふものを奨励をしていくということは必要であると思つてゐます。そのような観点で、学校給食に關しまして、昨年来、文部省の御協力を得まして、米食を給食に取り入れるということも認めていただいておりますし、われわれのほうでも、さらにまた、農協団体のほうでも、米の消費宣伝ということに力を入れてゐるわけでございます。予算的にも、本年度はこれこれ合算すると四億近い予算が米の消費宣伝のために使われてゐるわけでございます。そのような形を通じて米の消費の増進といふことを進めてまいりたいと思つております。

○鈴木一弘君　いま、小麦を人為的に輸入制限したいなことをすれば、国内価格としてうんと低くあるとかあるいはパン類とかが上がる、そういう点がございまして。逆に私は申し上げたいのです

が、この過剰米の処理で飼料用というのが百四十万トン毎年考へていきたい。しかも、その価格といふものがかなり安いわけですね。トン当たり二万三千円ですか、そういうふうにしていうこととなれば、本来は食用に供するというのが過剰米処理の一番の方法だ。むしろ、それならば、小麦等の問題のかね合ひから考へても、主食である米のほうを安くさせるといふほうがいいんじゃないか。私は、過剰米の処理だけは、現在の消費者米価よりも安くその分だけは払い下げる、そのほうが財政的な負担も少ないし、一方で小麦に對しての一つの相対的な価格の下げということになるわけでありまして、これは輸入といふものを減らすこともできるでしようし、それでなければほんとうの食糧自給といふような態勢といふものはできないだらうという長期的なものの考へ方があるわけでありまして、実質的な米価の値下げになつてしまふわけでありまして、そういうふうな考へ方についての考へ方はないのでしようか。

○政府委員(亀長友義君)　飼料用に米を回すくらいなら主食用に売つてほしいという声もあるのですが、私どもも、そういう意味で、現在の主食用よりは多少安くして売るといふこともいろいろ検討いたしておるのでございしますが、まあ量的にはそう多くは見込めないだらうという感じを持つております。と同時に、消費量がふえればけつこうな話でございまして、消費量がふえない場合には、今度は新米のほうが残る、順送りになる、こういう問題もございしますので、かりに私どもは主食用に古米を売る道を開くにしても、そう大量にこれが新米にとつてかわつて消費をされるというふうなことはなかなかむづかしいのではないかと、いふふうにか考へております。

○鈴木一弘君　この辺は、大蔵当局としては全然検討はなさなかつたのですか。

○政府委員(竹内道雄君)　これはなかなかむづかしい問題でございまして、たとへばお米の値段を下げると、それだけお米をよけい、毎日、二はい食べてゐる米を三はい食べるようになるだらうか

という、その辺は、多少の変化はあるにしても、その価格によってそう大きな消費の差が出てくることは考えられないわけでごさいますので、そういたしますと、たとえば古米を安く主食用に販売するというになれば、今度はその分だけ米がよい余ってきまうから、生産調整をそれだけよいやらなければならぬ。そうすると、生産調整の減反の数量というものは一体どの程度可能なものであろうかという問題にも広がってくる問題でございまして、現在の減反二百三十万トンというふうなものも、相当問題のあるところをいろいろお願いしてやっていくわけでごさいます、これをさらにふくらましていくということになると、財政のほうといたしまして、生産調整奨励金のほうがそれだけよいからかというふうな問題もございまして、なかなかむずかしい問題であるというふうに考えております。

○鈴木一弘君 これ最後の質問になりますけれども、ことしは例年並みの収穫であれば、必ず買入れ制限ということに伴っていわゆるはみ出す米が出てくるだろう。いわゆる第二流通米というものが出るといことが予想される。その場合に、農協はそれを買入れてほしいということをお願いするわけでありまして、政府のほうでは二百三十万トン減反をやれば出ないということをお願いするわけでも、出た場合にどうするかという、そのときにどうも考えたというふうなことが、数量が厳格にきつと制限をされていった場合には、今度は農協同士の販売合戦ということも考えられる。いろいろなことがそれから出てくるだろう。やみ価格のほうがかえって政府の配給価格より安いというふうなことも場合によればあるかもしれない。何となく、その辺のところ、流通問題、また過剰米ということについての取り組みとしては、私は態度が少しあまい過ぎるのじやないかという感じを受けるのですけれども、その点をどういうふうに予想を——まあ絶対ないとは言えないわけでありまして、どういふう

うに予想をし、また、どういふうに操作をしようというふうなプランニングはございまして、それを伺いたいと思ひます。

○政府委員(亀長友義君) 生産調整をいましておる段階でございまして、できない場合のことばあまり議論をするのもどうかというところで今日まで至っておるわけでごさいます。余り米につきましても、それぞれ食糧法上こういう販売ルートをとるのだということははっきり規定をいたすつもりでございまして。したがって、農協等が農家がつかうた米をそのルートどおり引き受けて処分してくれるならば、私は、かりに発生をしても、そう混乱は起きないというふうな考えをしております。ただ、農協がそういうことをやるつもりがなくて、これを放任するというようなことになれば、いま先生が御指摘のような混乱も生じかねないと思ひます。いざいざですが、いざいざにしまして、私どもは、余り米につきましても、食糧法のほうで政令によってルートは生かしていくつもりでございまして、農協としてもそういう線でご協力願ふというふうな確信をいたしております。また、農協もそういうふうなやってくれると思ひますので、御指摘のような混乱はないように、いろいろ相談しながら手を打ってまいりたいと思ひております。

○成瀬清治君 ちよつと、資料要求というか、一応できるかできないか、ちよつと問題になると思ひますが、減反とか転作、いろいろなことがあつて農民の方が自殺をされたということがしばしば言われておるわけですね。十四名というふうなこと、これも巷間言われていることだからよくわかりませんが、それだけでも、そういうしわ寄せが農民のほうにあるとするならば、これはたいへん問題でゆゆしい問題だと思ひますから、実態がどんなふうであるのか、資料としてそういうものがあればお出しを願ひたい、これが第一。

二つ目は、過剰米処理に関する検討会ですか、何かそれをおやりになつて、そうしてその中で有効な施策を推進することが必要であるというふう

いうことがあつて、そしてその上で今度の法律案と申しますかそういう対策が立てられたというふうな理解をしておるわけですね。したがって、その有効な施策というものを、個条書きでつけようというところから、こういうことでやりますよというごさいますから、これに対する予算の裏づけも、大づかみでつけようというところから、個条書きで予算の裏づけを出してほしい。その二つをお願いしておきます。

○政府委員(亀長友義君) あとのほうの資料は何かでできると思ひますが、最初のほうは、私どもそういう新聞に出ておるのを聞いておる程度でございまして、私どもの資料としてはちよつと作成しかねるかと思ひます。

○委員長(柴田栄君) ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(柴田栄君) 速記を起こして。

○松井誠君 私資料をお願いしたいのですが、さつき質問の中で私は一々出所や数字を言わなかつたのですが、いま農林省の考えで栽培技術の進歩というものがほとんど一〇〇%近い増産効果の寄与率だとすればなおさらですけれども、たとえば、農薬の使用量、十年ぐらゐの農薬の使用量、肥料の使用量、それから「長期見通し」に出ておりますけれども、早期栽培というふうなことで、いわば保護苗代というものの普及状態のそういう資料、それから機械化の具体的な資料ですな、大型化——中型化ですか、になつて現在どうなつておるか、そういう機械化の資料、それからもう一つは、反収ですけれども、専業・兼業別に分けた反収の変化、それから経営規模別による反収、それだけお願いしたいと思ひます。

○説明員(内藤隆君) 専業別の反収は、実はちよつと資料がとりにかへますので、現在とつておりません。

それから経営規模というように先生おっしゃいましたけれども、作付規模の資料は若干あると思ひますけれども、そこを調整いたしました上なるべく技術関係の指標を組み合わせて提出する

ようにいたしたいと思ひます。

○中山太郎君 ちよつと私からもお願いしたいと思ひますが、いま松井委員の御要求になつた資料の中にプラスして、何人の人間が一年間一反のたんぼで働いてきたか、それがまた省力化されて現在どれだけの人間が減つてきているかという省力化のケースを出してください。

○説明員(内藤隆君) 反当の労働時間という形で算出したし出してお出しいたします。

○鈴木一弘君 私からも一つ資料要求をお願いしたいのですが、それは、現在、主食が食堂そのほかで売られております。そのお米の場合、一体、単位当たりどのくらいの価格で売られているかという——古米というわけでもありませんが、売られている価格です。たとえば、一皿百円の場合もあるし、一皿二百円の場合もある。いろいろありますが、それについてお願いしたい。その資料を高いところと安いところをぜひ調べてお願いしたいと思ひます。

○説明員(内藤隆君) いまの先生のお話でございしますが、外食の調査の内容をいまちよつと手元に持つておりませんし、記憶しておりませんけれども、外食関係の調査は、内容に当たつてみまして、白米の一皿幾らというふうな価格まであるいはちよつと出ないかもしれないけれども、外食の単価一般とか、そういう資料は十分ございまして、提出いたします。

○鈴木一弘君 一皿幾らというのじやなくて、単位当たりですかね。

○松井誠君 さつきちよつと忘れたのですけれども、これは農林省で出るでしようけれども、総消費量はわかりますね。総消費量はわかりますけれども、その消費量の内訳です。たとえば、工業用に幾ら、それから外国に対する有償無償の援助として幾ら、それから国内のいわば飼料用のものが幾ら、そういう総消費量と、これらの内訳、これはできますね。

○政府委員(亀長友義君) それはできます。

○中山太郎君 それで、過去非常に作付の収納の

悪いときから国家がずっと投資してきていますね、農業の開発費とか、農地改良事業とか。国家が直接農業の生産の増強のために国費を投下した金額を示していただきたい。

○説明員(内藤隆君) 米以外、全部……。

○中山太郎君 米について国家が投資したいいわゆる開発費です。

○説明員(内藤隆君) 社会資本を中心といたしまして米とほかの作物と厳密に分離できない部分もございますけれども、それは一部推定いたしました、米関係の投資を提出いたします。

○松井誠君 申しわけありません。それに、国がこれだけ出しますね、あと農民が自分で出すでしょう。だから、自分つまり農民の自己負担の量がその中で幾らあるか、それは現在負債としてどれだけ残っているか、これは出るでしょうかね。

○説明員(内藤隆君) 社会資本関係のものといいますが、具体的に申しますと、土地改良、それから大型機械でございますね、そういうものの農民の自己負担と、それから農林漁業金融公庫におきまして自己負担部分に対する融資をいたしますが、その残高等は調査できます、そういう形で。

○委員長(柴田栄君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後零時四十七分散会

五月十一日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月十九日)

一、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

昭和四十六年六月一日印刷

昭和四十六年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N